大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成20年9月11日(木)午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室(本館1階)

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

飯田喜信,梅原洋平,小田垣亨,竹下育男,坪井祐子,花崎政之,松田葉子,若林勲, 渡辺暁彦

(事務担当者)

清水研二,武部良一,藤田康夫,大田恵朗,濱松稔也

4 議事

(1) 委員の異動報告及び新任委員の自己紹介 事務担当者から,学識経験者委員及び裁判官委員の交替の旨の報告があった。

(2) 委員長の選任及びあいさつ 委員の互選により,飯田喜信委員を委員長に選出した。

(3) 裁判所における裁判員制度導入に向けての取組について

ア 模擬裁判の実施状況について坪井委員から報告

イ 裁判員候補者名簿の作成作業及び出張講演の実施状況等について事務局から報告

- (4) 検察庁及び弁護士会における裁判員制度導入に向けての取組について 花崎委員及び竹下委員から各報告
- (5) DVD視聴

裁判員制度広報用DVD「審理」~法廷での審理(3日間)の場面~

(6) 意見交換

テーマ「裁判員制度について」

発言要旨は,別紙のとおり

(7) 次回テーマについて

「裁判員制度及び被害者参加制度について」をテーマとする。

(8) 次回の開催日程

次回の委員会は,平成21年1月28日(水)午後2時から午後4時30分までと 決定した。

(別紙)

発言要旨

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務 担当者)

見ていただいた映画をもとに,裁判員になったつもりでの御意見,御質問,この映画のテーマである正当防衛の成否,自分が裁判員であればどういう判断をするか等,また,最高裁判所が制作した広報用の映画は「審理」で3本目になるが,この映画の出来映え,評価等,何でもお伺いしたい。

感想としては,非常に面白かった。昔に比べると,裁判の中身が変わって,ビジュアル化され,素人が参加してもわかりやすいと思う。冒頭陳述の要点整理をしたものは,検察官,弁護人が作るのか。

それぞれが作って,必ず冒頭で行うものであり,法廷に設置したスクリーンに映し出すようになる。

犯行現場の見取図などもあり、裁判が分かりやすくなっている。

実際に評議を進めるなかで,正当防衛の成立要件やそれに関する判例等は裁判長が説明するのか。

法律用語,概念等の説明は裁判所の責務になっている。

ビデオとパンフレットを見た感想は,非常によくまとまっていて,争点がはっきりしていてよくわかる。この裁判は,判断が非常に難しいと思うが,争点整理がうまくできていると思う。実際の裁判でも,争点がはっきりして公判前整理手続がこんなに順調にいくものなのか。

公判前整理手続を行うのは,争点を明らかにして,何を争点にして公判を進めるのか, という趣旨であるが,うまくいくかどうかは事件によってケースバイケースであり,ま た,検察側,弁護側双方の協力次第でもあり,一概には言えない。ただし,時間の長短 はあるが,公判前整理手続を経て公判になった段階では,基本的には争点は明確になっ ている。

弁護人としては,主張を全面的に出したときの検察官の補充捜査等の駆け引きもあり,協力しようという気はあると思うが,それぞれの考え方があるので,積極的かどうかは人によって異なる。

公判前整理手続が取り入れられて,裁判の進め方に大きな影響を与えている。公判前 整理手続がない時代は,裁判に時間がかかることが多かった。

今は,争点が整理されることによって核心を突いた裁判になり,短期間で審理することが可能になった。それができないと裁判員の負担が大きくなる。

映画には回想シーンがあるので、それを参考にして判断できる。が、実際の裁判の場ではもちろん回想シーンなどないから、事実を客観的に捉えていくのは本当に難しいと思った。また、正当防衛ということもあって、検察官も弁護人もどちらの言うことも正しく聞こえて判断が難しいと思った。

実際の裁判は,本当に映画で描かれているような感じなのか,映画は理想的に作られているのか。

当然のことながら,回想シーンは現実にはない。どういう形で証拠調べをすれば,裁

判員に分かってもらえるかを当事者双方が工夫している。ビジュアル的に図面や写真を 用いており、映画のようにとまでは言わないが、以前の証拠調べに比べると現実的なも のになっている。

回想シーンは証拠ではないが,それを題材にして評議を行うことと,証言相互に矛盾がないことが,この映画の欠点だと思う。証言は実際には食い違うことが多い。

犯罪被害者である母親の意見・心情を聞くことによって,それを被告人の情状酌量の 判断材料にするのか,罰を重くすることの判断材料にするのか,迷うことになると思う。 被害者が「振り返った」かどうかについては,もっと証拠集めをして,はっきり立証 しなければ判断が難しいのではないか。

犯罪被害者参加制度は12月から導入されるが,来年の5月以降の裁判員裁判は導入された後のことであり,この映画はそれを踏まえてのものである。

映画の中でパワーポイントを操作するところがあるが、誰かのサポートがあるのか。また、審理は2、3日で終わるということであるが、証拠が後から出てくることがあることを考えると、被告人にとってはもっと慎重に審理をしてほしいと思うのではないか。さらに、評議の際に被告人の証言等を振り返るために、審理の場面を録画したりするのか

検察庁では,検察官は専ら説明役であり,検察官の説明に従って,パワーポイントは 検察事務官に操作してもらうことになる。

弁護士の場合,事務員は日常業務に最低限必要な人員しか雇っていないし,事務所によっては弁護士1人,事務員1人のところもあり,人海戦術は使えないので自分で操作することになる。

複数立会の場合は分担することになるのか。

どの程度協力してもらえるかわからないが,そうなる。

この映画では、審理は3日間だが、1日目が簡単に終わってしまったのは、午前中に 選任手続が行われて、午後の時間しかなかったからである。全体として十分な審理が行 われたと言えるのでないか。

これまで,鑑定が長引いたりして長期間審理を行っていたこともあるが,長くかかったからといって被告人に有利になるということではない。必要な審理を十分に行うことが重要である。

また,新証拠が後から出てくるというのは,ドラマの中ではあるが,実際にはなかなかないことである。

映画を見た感想としては,全体的な手続の流れとパワーポイントを使った説明などは 現実の審理に近いものになっていて,何が争点かもわかりやすく,裁判員制度の流れも よく分かると思う。

非常に分かりやすく作られていて,これを見ると裁判員をやってもいいかなと思わせるようになっている。

この映画を題材にして,どのように評議を行っていくかを裁判官委員に説明してもらう。

裁判員の役割は,裁判官と一緒に評議に立ち会うこと,評議・評決を行うこと,判決宣告に立ち会うことであり,そのうち最も能動的に関わるのが評議・評決である。評議

とは,裁判官と裁判員が証拠調べの結果を踏まえて,被告人が有罪か無罪か,有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決めることであり,評議の最後に結論を出すことを評決という。

評議では、全員の意見が一致することが望ましいが、最終的に意見が分かれた場合、評決は多数決で行われる。普通の多数決と異なるのは、有罪認定の場合、多数意見の中に裁判官が少なくとも1人は入っている必要があること。これは、裁判官の意見が尊重されるのではなく、有罪の認定をするには裁判員と裁判官双方の意見を含む必要があるという要請に基づくものである。

量刑についても,同様のルールがある。

判決では,評決の結果として,裁判官と裁判員の有罪無罪の人数構成を説明するのか。 判決書は裁判官が作成するが,裁判員の誰が有罪で誰が無罪か,何対何で有罪無罪か は記載しない。判決書には多数意見だけを記載することになっている。

量刑については、もう少し複雑な決め方であるが、有罪無罪については今の説明のとおりである。

評議の進め方について,適切に進めるためには,裁判官と裁判員が率直に意見を出し合うことが必要であるが,刑事裁判を初めて経験する人にはなかなか難しい。そのためには,法理論,難解な法概念を誤りなく裁判員に伝えること,証拠の適切な評価,量刑判断について,どのように裁判員に説明するかが課題である。

難解な法概念について,たとえば,この映画では正当防衛の成否が争点になっているが,刑法第36条の,急迫性,不正の侵害,権利の意義,防衛行為の適正,防衛意思の要否,防衛行為の相当性等の法理論・法概念を誤りなく裁判員に伝えるには相当な時間を必要とすることから,裁判員裁判では,法律理論の重要な部分をその事件の審理に必要な範囲で抽出し,分かりやすい枠組みに当てはめて説明する方法を考えている。この映画の場合,争点になっている正当防衛の成否では,「緊急状態があったこと」,「防衛行為として相当な行為であったこと」の2つの要件を説明する方法の提案があり,すでに模擬裁判などでも試みた結果,模擬裁判員からは分かりやすいという評価を得ている。

法律概念の説明方法,判断を分ける争点については,裁判所だけでなく検察官,弁護人も理解を共通にし,裁判員に提示すべきであり,そのためには,公判前整理手続の段階で裁判所,検察庁,弁護人の間で十分に打合せをし,法律概念の説明などで裁判員を混乱させることがないようにする必要がある。

説明は裁判が始まる前に行うのか。評議のなかでするのか。

冒頭陳述の段階では,その内容を踏まえて当事者の方から説明するが,難しい内容で もあるので,評議のなかでも裁判所から説明することになる。

正当防衛もそうであるが、法律概念というのは、例えば殺意という言葉を説明するだけでも大変である。法律概念について、検察官、弁護士が完全に一致することは難しいが、最終的には裁判員に理解してもらう必要があるので、十分に議論をすることによって公判前整理手続で整理するようにする。

また,証拠の評価については,従前は,公判で提出された多量の証拠を裁判官が裁判 官室で読み込むことを前提にしていたが,裁判官と裁判員が評議室で同じことをすると 裁判員の負担が大きくなる。裁判官と裁判員は同じ立場で公判に臨み,同じように公判で証言を聞き,証拠調べを行い,そのことだけで心証を形成する必要がある。

そのことを前提として,検察官,弁護人は,必要最小限に証拠を厳選し,証拠の内容 を理解しやすく,法廷だけで心証をとれる証拠調べを心がけるようになる。

分かりやすくするために、図面を配布して視覚的な情報を併せて立体的に説明したり、評議の途中で証拠の内容を確認できるように、公判の状況をDVDに録画することにしている。

また、証人尋問直後に短い中間評議を行うことも考えている。中間評議を重ねることで、発言、評議が活発になる効果もある。

裁判員裁判は,当事者が適切と考える証拠を絞って取り調べ,裁判員と裁判官はそれだけを評価するという,刑事裁判の原点である当事者主義であり,当事者の主張,論告, 弁論を重視することになる。当事者は,自分の主張が裁判員に理解されるように争点を 整理し,理論的に組み立てる必要がある。そして,評議では,どちらの当事者の主張を 採用できるかを検討することになる。

裁判員裁判では審理は録画されるのか。

裁判員裁判では,その方向で検討されている。

当庁の憲法週間行事で,この映画を題材にして模擬評議を行った結果はどうだったか。 正当防衛は成立しないという考え方の人が多数であった。

前任庁でも同じように模擬評議を行ったが,正当防衛が成立しないとした人が多かった。また,有罪を前提にして,実刑にするか執行猶予にするかは,実刑にするとした人が多数であった。

今日の委員会を振り返って感想を伺いたい。

今回の映画の設定では審理は3日間だったが,もし自分が裁判員になったとしたら, その3日間は裁判員としての努めの後,職場へ出て仕事をするだろう。「裁判での様々を 抱えたまま行う普段の仕事」と,「仕事上の様々を抱えたまま参加する裁判員としての勤 め」が交互に続く中で,頭を切り替えていくのはとても大変だと思った。

裁判員裁判の実施が間近であるので,次回の委員会でも,もう一度裁判員裁判を取り上げて,量刑について意見交換できればと思う。また,12月1日から犯罪被害者参加制度が始まるので,現在,法曹三者で準備をしているところであるが,そのこともテーマにして刑事裁判にどのような影響を与えるかを意見交換できればと考えている。

次回のテーマは、裁判員裁判における量刑と犯罪被害者参加の関係についての意見交換ということでよろしいか。

(全委員了承)